別記様式第1号(第四関係)

小泉 本沼地区活性化計画

栃木県芳賀郡益子町 栃木県 平成26年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称・小泉・本沼地区

|都道府県名┃栃木県 ┃市町村名┃益子町 地区名(※1) ┃小泉地区、小泉·本沼地区 ┃計画期間(※2)┃ 平成26年度~平成29年度

目 標:(※3)

小泉・本沼地区では、農業従事者の高齢化が進む中で農業経営者不足や耕作放棄地の増加が懸念されることから、農地整備事業を円滑に実施し、農業生産基盤の整備や農用地の集団化を図り、担い手への農地の利用集積を促進するとともに農業経営の向上を発現し、後継者が積極的に農業に取り組める条件を整備することにより、担い手が意欲を持って定住できる環境を整える。これにより、当地区の定住人口について、平成21年度(456人(集落戸数125戸、H22.1.1現在))~平成25年度(410人(集落戸数125戸、H26.1.1現在))の5年間で人口減少率10.1%となっているが、この人口減少率を計画期間において上回らないことを目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

益子町は、首都東京より約90キロ地点にあり、栃木県の南東部に位置し、北は市貝町、東は茂木町、西は真岡市、南は茨城県桜川市と接する県境にある。 小泉・本沼地区は、町の南部に位置し、茨城県桜川市に隣接して地区の中央には南北方向に主要地方道つくば益子線が走り、稲作を中心とした水田地帯であるほか、葉たばこや麦を中心とした土地利用型の畑地地帯である。

現在 は畑地地帯のかんがい施設も未整備であり、当事業を契機として多様な作物の生産を目指すとともに、担い手への集積、認定農業者の育成等による営農構想策定や地域の合意形成 を図り、規模拡大に向けた取り組みを実施する。

現状と課題

小泉・本沼地区の畑地は大部分が不整形な小区画畑地であり、農業用道路も狭小で大型農業用機械も円滑に搬入できない状況である。またかんがい施設も整備されてなく維持管理に多大な労力を費やすなど、生産性の極めて低い農業条件となっていて効率的な営農ができず農地集積が遅れていることから、農業後継者の確保等に支障をきたしており、集落戸数及び定住人口の維持が課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化及び後継者不足が進み地域活力が低下するなか、畑地基盤の整備、農地の集団化や後継者の育成を推進するための農地整備事業の実施により、農作業の効率化 や農地の集団化、生産性の高い農業基盤を確立し、耕作放棄地の解消と農業後継者の意欲の向上を目指すことにより、農業従事者の経営の安定化による定住促進及び地域の活性化を 図っていく。

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度 の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて 具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

(· / / / / / / / / / / / / / / / / / /	, , <u>, , , , , , , , , , , , , </u>					
市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体		法第5条第2項第 2号イ・ロ・ハ・ニ の別(※3)	備考
益子町	小泉	基盤整備(農用地等集団化)	益子町	有	1	
益子町	小泉	基盤整備(地形図作成)	益子町	有	イ	
益子町	小泉·本沼	農地整備事業	栃木県	無	1	平成29年度~34年度(予定)

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

(ニ/)エカラントカ	1 - 1 1 1 1 - 1 1 - 1 1 - 1 1 - 1 1 1 - 1 1 1 - 1				
市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地	方公共団体と	の連携に関す	トる事項(※6)

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容に ついて記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

小泉·本沼地区(栃木県芳賀郡益子町)

区域面積(※2)

121ha

区域設定の考え方 (※3)

①法第3条第1号関係:

当該区域の総面積121haのうち農林地面積は104haで全体の86%を占めていて、全就業者数410人に対して農林業従事者は164人と40%である区域である。

②法第3条第2号関係:

地域の高齢化が進み、H22年に27.6%であった高齢化率(65歳以上)が、H26年は30.7%になっている。また、地域の定住人口も平成21年度(456人)~平成25年度(410人)と減少している。活性化のためには、農地整備事業に取り組み、農業経営の安定化や担い手農家の育成を図ることにより、定住人口の維持を図ることが有効であり適切である。

③法第3条第3号関係:

本区域は、農業振興地域内の水田地帯及び畑地帯であり、市街地を形成している区域は含んでいない。

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 ···該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

地目			新たに権利を取得			るもの 既に有している権利に		基づくもの 土地の利用目的					
				土地所有者		f有者	土地		所有者	農地(※2)	市民農園施設		
土地の所在	地番	登記簿	現況	地積(㎡)	権利の 種類(※1)	氏名	住所	権利の 種類(※1)	氏名	/ ` 市后	市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	種別(※3)	備考

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	100HX 170 X C 100					
整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期	<u>(農林水産</u> 1	省令第2条第4号二)

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたは口を記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 ・・・該当なし

	事 項	内 容	備 考
(1)農林地	所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2)移転され(※2)	れる所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
① 設定	字続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 官され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借に 権利の存続期間に関する基準(※3)		
よる	Eされ、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借に権利の残存期間に関する基準(※4)		
る場(※			
転される	所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移 5農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
移車の多	木地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は 云される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利 条件(※6)		
	D他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する 頁(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等 農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準 について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、 存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、 残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、 借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、 例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律 関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画が終了する年度の翌年度に、現地確認調査や町統計によって区域内の定住人口及び集落戸数を把握し、栃木県と益子町が共同で評価を行う。また、評価結果については学識経験者等第三者の意見を聞き、妥当性を検証し公表する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。 なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。 その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。 関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定める ところによるものとする。